

武藏野市第二次女性行動計画

—武藏野21世紀・男女共同参画社会をめざして—

MUSASHINO

HUMAN PLAZA PLAN

1 9 9 8

武 藏 野 市



男女共同参画社会をめざして

近年、女性の社会進出はめざましく、地域、職場をはじめ社会のさまざまな分野で活躍し、その果たす役割も大きくなっています。改めて「天の半分は、女性が支えている」ということばを実感します。

武藏野市においても、長期計画策定や各種委員会など、市政への女性の参画はめざましいものがあります。また、地域においても福祉、環境、まちづくりなど、さまざまな分野で女性がリーダーシップを発揮し、主体的に活躍されています。

市においては1990年に「武藏野市女性行動計画」を策定し、それ以来、女性問題の解決と男女共同参加のまちづくりをめざし、全般的に女性施策の推進を図ってきました。

しかしながら、策定後8年が経過した今日、就労女性の増加、少子・高齢化の急速な進行など女性をとりまく環境は大きく変化しております。それに伴い、社会、家庭に様々な問題を投げかけております。また、人々の意識や社会の慣習、仕組みの中には、社会的、文化的につくられた性差がまだ根強く残っております。

市では、このような状況の変化に対応し、諸問題の解決のために、市が進めいく女性関係施策の基本的な方向と事業を示す「武藏野市第二次女性行動計画」を策定しました。

策定にあたりましては、第一次武藏野市女性行動計画を基に、「武藏野市女性行動計画推進市民会議」一期・二期・三期の提言を受け、市民のみなさまのご意見を伺って策定したものです。

この計画の目標にあります「男女共同参画社会」は、女性も男性も一人ひとりが性別によって差別されることなく、自らの選択に基づいて、社会の活動に参画し、その能力を十分に発揮できる社会をめざしています。

今後とも、市民の皆様と協力しながら、この計画に従って施策の一層の充実を図り、男女がともにいきいきと住む街「武藏野」をめざしてまいります。

1998年3月

武藏野市長

土屋正忠

はじめに

－計画策定の経緯－

1975年の「国際婦人年」以来、女性の地位向上と男女平等確立への取り組みは国連を中心に世界的な規模で展開されました。その中心は、「国連婦人の10年」であり、「平等・開発・平和」を主題とする世界女性会議の開催、さらに、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）の採択・批准です。

1995年、第4回世界女性会議は初めてアジアで開催されました。この会議で採択された北京宣言及び行動綱領では、21世紀に向けた問題解決への重要な柱として「女性のエンパワーメント（力をつけること）」、「女性の人権の尊重」、「パートナーシップの強化」などが示されました。

わが国の女性問題への取り組みは、国連と連動し積極的に推進されてきました。1996年には、「男女共同参画2000年プラン～男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画」が策定され、男女共同参画社会実現は女性問題解決における緊急課題であるとの認識が示されました。

東京都は、1991年「女性問題解決のための東京都行動計画－21世紀へ－男女平等推進とうきょうプラン」を策定し、男女平等社会の実現に向けた取り組みを進めています。都内の区・市においても、行動計画の策定は進み、区においては23区中22区、市では27市中26市（97年4月現在）が策定しています。

武藏野市は、1990年に「婦人問題懇談会」の提言を受け、「武藏野市女性行動計画」を策定しました。策定以来、女性問題の解決と男女共同参加のまちづくりをめざし、全局的に女性施策の推進を図ってきました。

計画策定から8年が経過し、少子・高齢化、国際化、情報化など、女性をとりまく環境も大きく変化し、女性問題の所在は、市民意識調査（1986年、87年、93年、96年実施）によっても確認されています。武藏野市は、女性行動計画推進市民会議を設置し提言を受け（1992年、93年、97年）、このたび新たな行動計画を策定します。

このような武藏野市女性行動計画づくりの経緯は、男女共同参画社会の実現をめざす世界的潮流に連なるものです。

もくじ

はじめに　－計画策定の経緯－	1
1. 計画の基本理念	3
2. 計画の枠組み	4
1. 計画の目的	4
2. 計画の構成	4
3. 計画の性格	5
4. 計画の期間	5
5. 計画の推進	5
3. 施策の体系	6
4. 基本目標と課題	10
I. 男女平等観に立った人間形成と社会的風土づくり	10
1. 人権としての性の尊重	11
2. 男女平等観に立った教育・学習の推進	12
3. 男女平等の社会的風土づくり	15
II. あらゆる分野への男女共同参画の推進	17
1. 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	18
2. 労働の場における男女共同参画の推進	19
3. 家庭・地域社会への男女共同参加・参画の推進	22
4. 国際社会への男女共同参画と国際協力の推進	24
III. 男女共同参画を支援する社会的環境整備	26
1. 多様な生き方・家庭形態に対応した 育児・保育環境の整備	27
2. 高齢社会に対応した介護・看護施策の充実	29
3. 高齢者の自立と生活安定のための条件整備	31
4. 社会的困難にある女性の生活安定と自立への支援	33

5. 母性保護と女性の健康増進	35
6. 女性相談事業の充実	37
IV. 計画を推進するための体制づくり	38
1. 計画推進体制の整備と強化	39
2. 男女共同参画社会を形成するための 総合的組織の整備と施設の建設	41

資料

武藏野市女性行動計画推進市民会議設置要綱	44
武藏野市女性行動計画推進市民会議委員名簿	45
武藏野市女性関係行政推進会議設置要綱	46
市の女性施策のあゆみ	48
日本国憲法（抜粋）	53
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	55
北京宣言（総理府仮訳）	60
第4回世界女性会議行動綱領目次（総理府仮訳）	62

1. 計画の目的

この計画は、男女共同参画社会を実現するために、市の基本的な考え方と課題を示し、市が行う施策を総合的に体系化、計画化したものです。

2. 計画の構成

計画は施策の基本目標と課題により構成されています。基本目標は4項あり、その各々には、重視されるべき課題が複数設定されています。基本目標と課題は次のとおりです。なお、これらの課題解決のために進める施策の方向と事業は次章に詳述します。

基本目標Ⅰ. 男女平等観に立った人間形成と社会的風土づくり

- 課題1 人権としての性の尊重
- 課題2 男女平等観に立った教育・学習の推進
- 課題3 男女平等の社会的風土づくり

基本目標Ⅱ. あらゆる分野への男女共同参画の推進

- 課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- 課題2 労働の場における男女共同参画の推進
- 課題3 家庭・地域社会への男女共同参加・参画の推進
- 課題4 国際社会への男女共同参画と国際協力の推進

基本目標Ⅲ. 男女共同参画を支援する社会的環境整備

- 課題1 多様な生き方・家庭形態に対応した育児・保育環境の整備
- 課題2 高齢社会に対応した介護・看護施策の充実
- 課題3 高齢者の自立と生活安定のための条件整備
- 課題4 社会的困難にある女性の生活安定と自立への支援
- 課題5 母性保護と女性の健康増進
- 課題6 女性相談事業の充実

基本目標IV. 計画を推進するための体制づくり

課題1 計画推進体制の整備と強化

課題2 男女共同参画社会を形成するための総合的組織の整備と施設の建設

3. 計画の性格

計画は、「武藏野市女性行動計画」（1990年）の基本姿勢をふまえ、「武藏野市第三期基本構想・長期計画」との整合性を図り、「武藏野市女性行動計画推進市民会議」（第一期、第二期、第三期）の提言（1992, 1993, 1997年）を尊重し策定されました。

4. 計画の期間

この計画の対象期間は、平成10年度から平成15年度までの5カ年とします。但し、この間、市や国、社会の一般状況の変化に適切に対応し、施策を効果的に進めるため、必要に応じて計画の見直しを行います。また実施順位により、次の区分を定めます。実施区分は、次のとおりです。

- A すでに実施されている事業で、今後も継続・充実する事業
- B 計画期間内に新たに実施予定の事業
- C 将来の検討・研究課題とする事業
- D 国・都に対し要望する事業

※所管課は、平成10年4月現在の課名

5. 計画の推進

女性問題の解決には、市民一人ひとりの理解と努力が求められます。さまざまな領域において、市と市民が一体となり、計画を推進し、問題解決に取り組んでいく必要があります。

このような理念のもとに計画推進体制として、「女性関係行政推進会議」（市）と「女性行動計画推進市民会議」（市民）を設置します。また、市と市民は計画の進捗状況を点検し、計画の効果的推進に努めます。さらに、国、都、市町村と連携を深め、市の権限の範囲を越える施策については関係機関に要望していきます。

(基本目標)

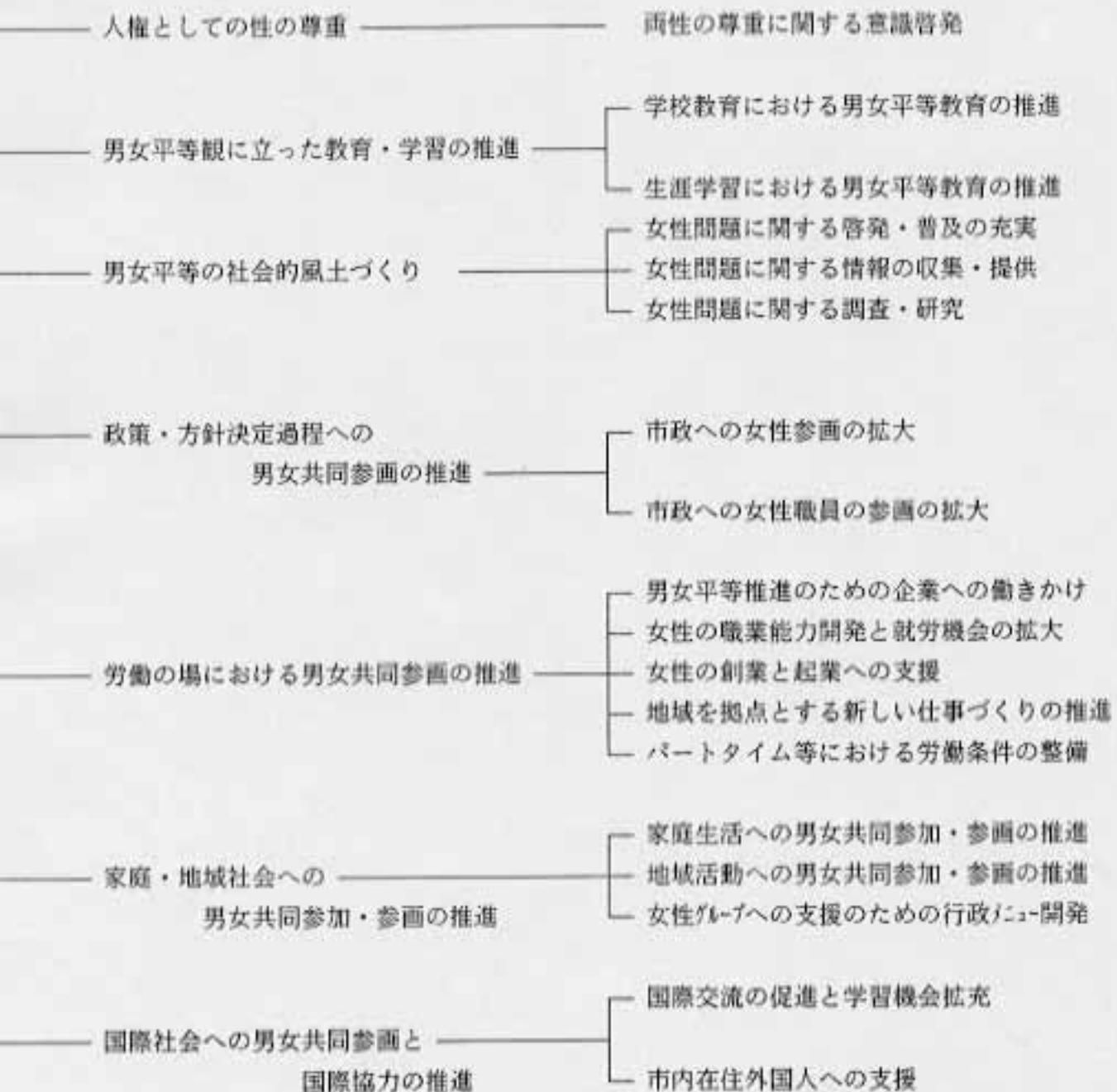
男女共同参画社会をめざして

—男女平等観に立った人間形成と
社会的風土づくり

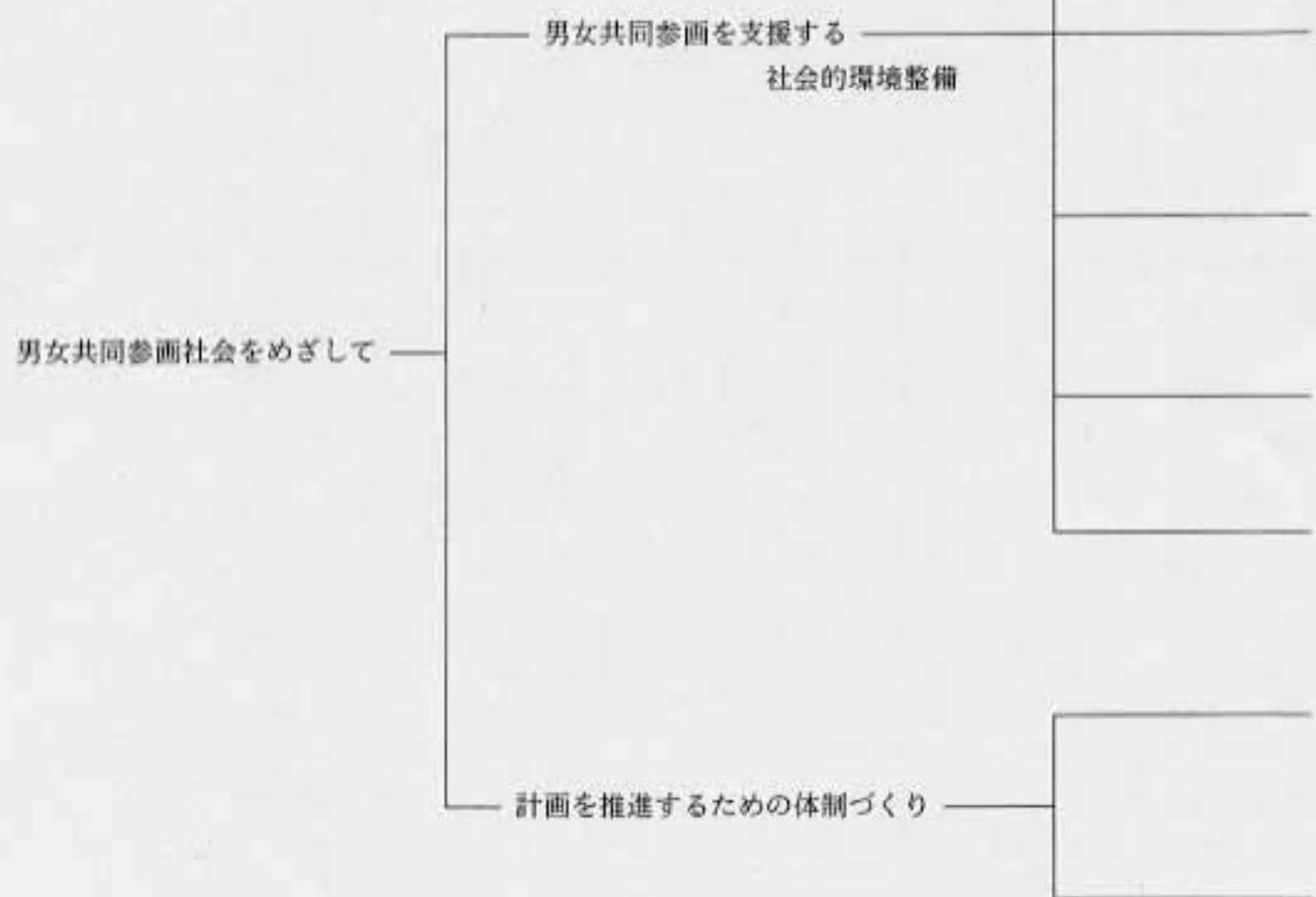
—あらゆる分野への男女共同参画の推進

(課題)

(施策の方向)

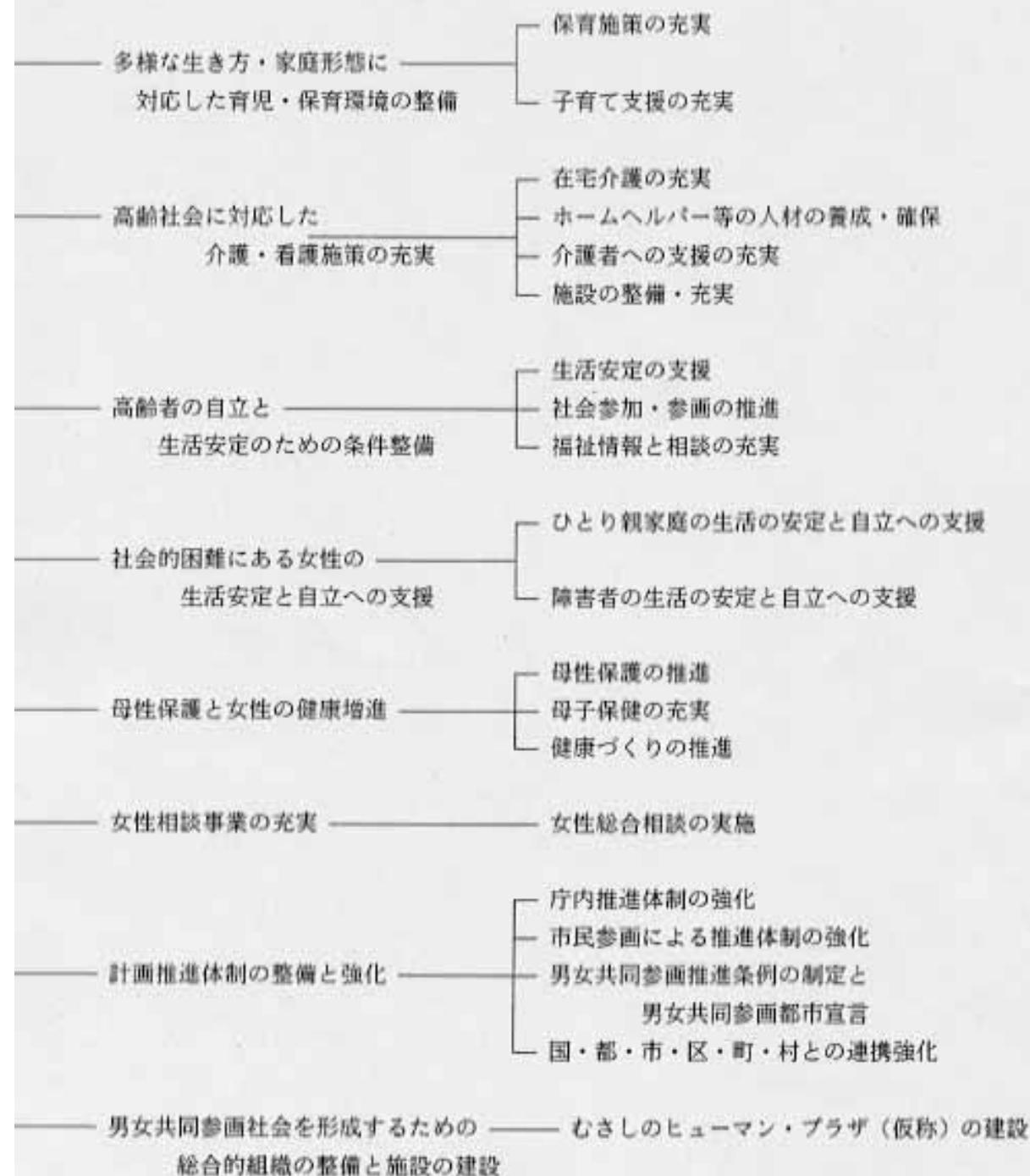


(基 本 目 標)



(課題)

(施策の方向)



I 男女平等観に立った人間形成と社会的風土づくり

女性も男性も一人ひとりが性別によって差別されることなく、自らの選択に基づいて、社会の活動に参画し、その個性と能力・適性を十分に發揮して充実した生き方ができる「男女共同参画社会」を実現するためには、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場で男女平等の視点にたって生活を見直す必要があります。

男女平等、女性の地位向上に向けた法律や制度の整備はかなり進んできましたが、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場面で、社会的、文化的につくられた性差（ジェンダー）が根強く存在しているのが現実です。このことが女性の能力発揮や社会参画を阻む大きな要因となっています。

また、性の商品化の拡大に見られるような、女性の人権侵害も大きな問題となっています。「性」を人権の問題として意識し、尊重することは、男女平等観を育むための基本的なことです。

私たち一人ひとりが人間の尊厳を基調とする人権意識にめざめ、それを行動化することができるよう、男女平等観に立った人間形成を図っていくことが求められます。

課題1 人権としての性の尊重

人権の尊重とは、一人ひとりを個人として尊重し、女性と男性がその性別に関わりなく、平等な存在として互いを尊重し合うことです。しかし、現在は、セクシュアル・ハラスメント、女性への暴力、あるいは性差別を助長するようなマスメディアによる表現や、少女の売買春に象徴される性の商品化の拡大など、人権としての性の侵害が顕著です。人権の侵害を容認することなく、一人ひとりが、性を人権として認識し、尊重するよう啓発を図っていきます。

施策の方向	事業	事業の概要（現況）	実施区分	所管課
(1) 両性の尊重に関する意識啓発	①人権尊重に関する啓発の実施	女性と男性がその性別に関係なく平等な存在として互いに尊重しあえる社会づくりのための啓発を行う。	A	関係各課
	②人権としての性に関する啓発の実施	男女がともに人権を尊重する視点から、性の商品化や女性への暴力などの撤廃、禁止についての啓発を行う。	B	児童女性課
	③性に関する正しい知識の普及・啓発	妊娠や出産などについて、女性の自己決定権（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）が十分尊重されるよう性や生殖についての正しい知識や情報を提供し意識啓発を図る。	B	児童女性課
	④エイズ予防事業の実施	エイズ感染症予防のためのパンフレットの作成、健康講座の開催、相談体制の整備を図る。	D	健康課
	⑤「性の相談室」の設置	あらゆる年齢層の相談に対応するため専門カウンセラー、医師の常駐する「性の相談室」の設置を検討する。	D	健康課

課題2 男女平等観に立った教育・学習の推進

人間形成期における学校教育は、男女平等の意識づくりに大きな影響を及ぼします。

将来の社会を担う子どもが成長する過程で男女平等意識を自然に身につけ性別にとらわれず、その個性と能力を十分に伸ばしていくため、男女平等教育を積極的に行っていくことが必要です。そのため、学習内容の充実、指導方法の研究、教職員の意識の見直しなどを図っていきます。

子どもの人間形成にとって、学校教育とともに、家庭教育の果たす役割も重要です。男女が慣習にとらわれることなく協力して、家庭生活を築くための意識づくりを図っていきます。また、男女平等意識の形成にとって生涯学習の果たす役割はさらに重要です。生涯学習に対する市民の意欲や関心の増大する中で、男女平等の視点に立ち、ライフサイクルに応じた多様な学習機会の提供や内容の充実を図っていくことが求められています。

施策の方向	事業	事業の概要（現況）	実施時期	所管課
(1) 学校教育における男女平等教育の推進	①男女平等教育のための総合的な指導計画の作成	男女平等教育を特定の教科のみで実施するのではなく学校教育活動全体をとおして展開し、そのための総合的な指導計画を作成する。	C	指導室
	②指導資料の活用	東京都作成の「男女平等教育のための指導資料」を活用し、各教科にわたり男女平等の視点で教育活動を行う。	A	指導室
	③男女平等教育推進校の指定	男女平等教育を総合的に取り組む推進校を指定し、その活動と研究成果を他校の教育活動に活用する。	B	指導室
	④隠れたカリキュラムの点検と見直し	学校活動全般で男女の役割分担やイメージの固定化が慣習として、無意識に行われていないかを点検し見直す。	A	指導室
	⑤技術・家庭科の男女共修の充実	男女が協力して家庭生活を築くことをめざして、技術・	A	指導室

施策の方向	事業	事業の概要（現況）	実施時期	所管課
	⑥教職員研修の充実	家庭科の共修を充実する。 教職員の男女平等についての理解を深め、意識改革を促すため、人権尊重教育推進委員会を設置し、人権にかかわる授業研究、講演会、先進校訪問等の研修を実施し、人権意識の高揚を図る。	A	指導室
	⑦幼児教育関係者の研修の充実	幼稚園教職員の研修に男女平等の視点を盛り込み、理解と認識を深めていく。	C	指導室
	⑧女性教職員の管理職への積極的登用	管理職構成の男女差の解消を図るために、女性教職員の管理職試験受験を奨励する。	A	指導室
	⑨進路指導内容の充実	性別にとらわれることなく一人ひとりの個性を尊重し、能力と適性を生かした進路選択ができるよう進路指導の充実を図る。	A	指導室
	⑩小・中学校における性教育の推進	児童・生徒の発達段階に応じた計画的な性教育を推進するため、性教育指導資料を作成し、指導の充実を図る。	A	指導室
	⑪教職員に対する性教育研修の充実	性教育の指導内容方法についての研修を全教職員を対象に実施する。	A	指導室
	⑫児童・生徒向け啓発資料の作成	児童・生徒の発達段階に応じた性教育資料と指導書を作成する。	A	指導室

施策の方向	事業	事業の概要（現況）	実施時期	所管課
(2) 生涯学習における男女平等教育の推進	①ヒューマンカレッジ、女性セミナー等の女性問題講座の開催	成し、活用する。 女性問題を体系的、総合的に学習する講座を開催する。各種講座に男女平等の視点を盛り込んでいくとともに、各事業を保育付きで実施し、子育て中の市民の参加を促す。	A	児童女性課 生涯学習課
	②市民の自主活動研究への支援	女性問題解決に向け活動する団体に対し、事業費・研究活動費・場の提供等の支援を行う。	A	児童女性課 生涯学習課
	③市内大学女性学講座等への市民聴講生の派遣	市内大学と連携を図り、女性学講座等への市民聴講生制度の充実を図る。	A	生涯学習課
	④図書館・市民会館の整備と充実	市民の学習意欲に応えるために整備、充実を図るとともに、女性問題解決のための情報や図書資料を市民に豊富に提供する。	A	児童女性課 生涯学習課 図書館
	⑤家庭教育学習の充実	家庭での固定的な役割分担意識の解消や、男女平等観に立った家庭づくりのための講座を開催する。	A	児童女性課 生涯学習課
	⑥男性講座の開催充実	男性の日常生活の自立と、家庭での協力を促すため男性を対象にした育児、家事介護等の講座を開催する。	A	児童女性課 生涯学習課

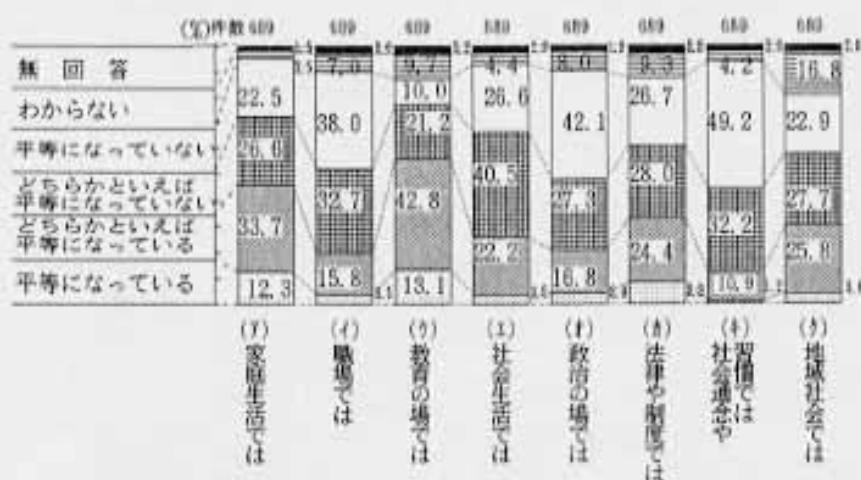
課題3 男女平等の社会的風土づくり

男女平等の意識づくりには、家庭、学校、地域、職場などあらゆる分野で、男性を中心とした社会のあり方の問題点を明らかにし、今まで気づかなかった性差別・意識について、一つひとつ見直し、意識化し、変革することが必要です。そのために啓発事業、情報提供、調査・研究の充実を図っていきます。

施策の方向	事業	事業の概要（現況）	実施時期	所管課
(1) 女性問題に関する啓発・普及の充実	①講演会、フォーラム、シネマフォーラム等の開催	女性問題について市民の関心と理解を高めるために開催する。その際、テーマ、開催時間、保育付き等に配慮し、男性を含め多くの市民の参加を呼びかける。	A	児童女性課
	②女性情報誌の発行	女性問題について市民の共通認識を進め、男女共同参画社会をめざして情報誌『まなこ』を発行する。	A	児童女性課
	③研修会等への参加の推進	公共機関主催の女性問題研修会等への市民の参加を推進し、意識啓発を行う。	A	児童女性課
	④市の刊行物をとおしての男女平等意識の啓発	市報、教育むさしの、女性情報誌『まなこ』等をとおして男女平等意識を広める。	A	広報課 児童女性課 教育委員会庶務課
(2) 女性問題に関する情報の収集・提供	①女性資料コーナーの充実	女性ネットワークセンター（仮称）内に女性情報コーナーを設置し、女性問題関連図書・資料を積極的に収集し、市民に提供する。	A	児童女性課
	②情報ネットワークの確立	市の施設等で気軽に情報提供を受けられるように、各公共施設の情報ネットワーク化	B	情報管理課

施策の方向	事業	事業の概要（現況）	実施時期	所管課
(3) 女性問題に関する調査・研究	③女性団体への情報提供	女性団体等の自主的な交流活動を活性化するため、女性問題関連情報を積極的に提供する。	A	児童女性課
	①意識調査等の実施	市民の生活実態と意識を把握し、女性施策を効果的に進めるため女性問題に関する意識調査を定期的に実施する。 また、市民意識調査等にも女性問題の項目を取り上げて実施する	A	児童女性課 生活文化課
	②女性史の編纂	市民女性のあゆみを検証し、女性の生き方への指針とするために武藏野市の女性史を編纂する。	B	児童女性課

問 現在、日本では男女の地位は平等になっていると思いますか。それとも平等になっていないと思いますか。(7)から(9)までのそれぞれについて、あなたのお気持ちにもっとも近いものをあげてください。



武藏野市女性問題に関する意識調査1997年

II あらゆる分野への男女共同参画の推進

男女共同参画社会づくりには、家庭・地域・職場など生活に関わるあらゆる分野において男女が対等な立場で参画することが必要です。

しかし現実には、参画状況における男女格差は依然目立ちます。政策・方針決定の場はもとより、女性の参加比率の高い地域活動の分野においても、役職などにつく女性は少なく、あらゆる分野への男女共同参画は十分にされていないのが現実です。

また、労働の場においては、男女雇用機会均等法など法の整備は進んだものの、採用、昇進、労働の継続などで女性は依然不利益を受けています。育児、介護などにより、継続して働くことが困難となる女性の状況には変わりありません。

社会の中に、「女は家事、育児、介護」という固定的な意識が存在しているからです。

このような性別による偏りをなくし、女性も男性もそれぞれの個性や能力を十分に發揮し、あらゆる分野で共に責任を担い参画し、利益を享受することのできる、男女共同参画社会の実現をめざしていきます。

課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

これまで、さまざまな分野でのリーダーシップや決定権は、多く男性の役割とされてきました。女性の意見を政策・方針決定に反映させることが男女共同参画社会の基本であるとの認識に立ち、市における政策・方針決定の場である審議会などへの女性の参画を推進していきます。

また、市役所においても女性職員が能力を十分発揮し、市政へ参画できるよう、管理職への登用と職域拡大に努めています。

施策の方向	事業	事業の概要（現況）	実施区分	所管課
(1) 市政への女性参画の拡大	①委員会・審議会への女性の積極的登用	行政委員会、市民委員会、審議会への女性の積極的登用によって女性委員の構成率を高めるとともに女性委員のいない委員会をなくしていく。 委員会の性格・性質によっては、公募制を実施し、女性の参画の機会を拡大する。	A	関係各課
	②女性人材リストの作成	各種委員会への女性の登用を促進するため女性人材リストを作成する。	B	児童女性課
	③政治意識向上のための啓発	女性の参画が進んでいない議会への女性の進出を促進するため、主権者意識を高めるための講座の開催などの啓発活動を推進する。	B	児童女性課
(2) 市政への女性職員の参画の拡大	①市女性職員の管理職への積極的な登用と職域の拡大	市政を担う女性職員は約40%であるが、政策決定に参画する立場の管理職はきわめて少ないので現状、男女平等の市政運営を行うため、女性管理職の積極的登用を図る。	A	職員課

課題2 労働の場における男女共同参画の推進

男女雇用機会均等法や育児休業法の施行により、働く女性を取り巻く法制度の整備は徐々になされてきましたが、採用、昇進などでの差別、雇用調整、セクシュアル・ハラスメントなどまだ多くの課題が残されています。特に、近年の経済不況による雇用調整の深刻な影響は、パートタイム労働者や女性に顕著に現れています。

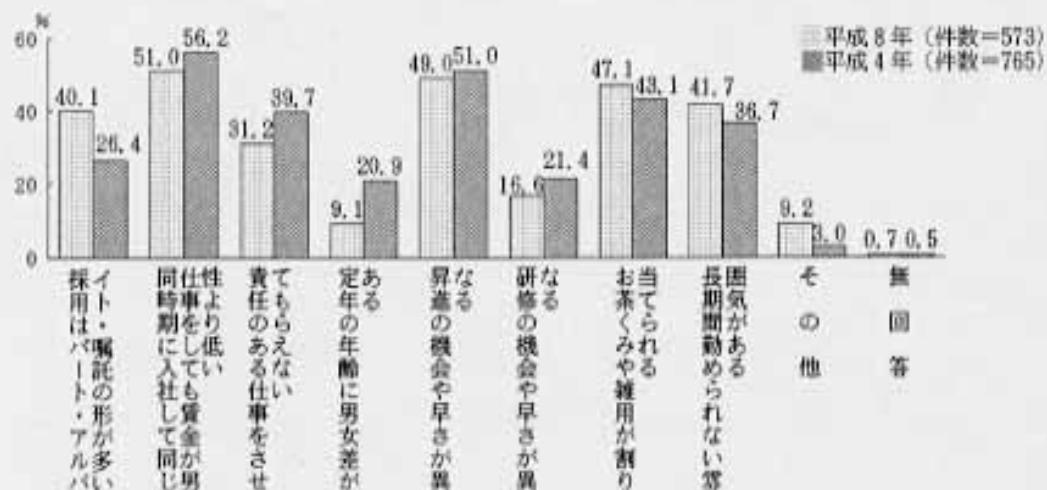
労働の場における男女共同参画を推進するためには、雇用の場で男女平等を一層進めるとともに、労働形態や労働時間の短縮など、男性の意識改革と働き方を変えていく必要があります。また、女性の職業能力を高め、多様な働き方とその受け皿をつくりだすとともに、子育てや介護への支援の充実など社会的環境整備が必要です。

施策の方向	事業	事業の概要（現況）	実施区分	所管課
(1) 男女平等推進のための企業への働きかけ	①育児休業・介護休業制度の普及促進	女性が仕事と家事・育児・介護を両立させながら、働き続けられるよう、育児休業制度・介護休業制度の普及を働きかける。	A	商工経済課
	②女性を積極的に活用している企業の表彰制度の創設	育児休業制度・介護休業制度の導入に積極的な事業所、実質的平等度の高い事業所、女性の能力活用に積極的な事業所を表彰する制度を創設し男女平等の職場づくりを促進する。	C	商工経済課
	③職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための啓発	セクシュアル・ハラスメントを「働きやすい職場環境の権利の侵害」ととらえ、防止のための啓発を働きかける。	A	商工経済課
	④男女雇用機会均等法の周知と男女平等に向けた積極的な働きかけ	職場における男女平等を進めるため、男女雇用機会均等法の改正内容の周知を企業に積極的に働きかける。	A	商工経済課

施策の方向	事業	事業の概要（現況）	実施区分	所管課
(2) 女性の職業能力開発と就労機会の拡大	①職業能力開発講座の開催	資格・技能・技術を得るための講座を開催し、女性の就労機会や職域の拡大を図る。	B	商工経済課 児童女性課
	②就職講座の実施	職業選択、求職ノウハウ等の就職、再就職ガイド講座を実施する。	B	商工経済課 児童女性課
	③女子学生のための就職講座の実施	女子学生の就労機会の拡大のため、就職ガイド講座、就職情報提供などを行う。	B	児童女性課
	④労働相談の充実	労政事務所、ハローワーク等と連携し相談業務を充実する。	A	商工経済課
	⑤労働に関する情報収集と提供	国・都等から情報を収集し市報・「まなこ」等で取り上げる。	A	広報課 児童女性課
(3) 女性の創業と起業への支援	①創業、起業のための講座の開催	起業は、女性の新たな就労形態として、地域に根差し生きがいにつながる働き方として期待される。創業、起業をめざす女性のための経営ノウハウや、人材ネットワーク、資金調達等の講座を開催する。	A	商工経済課 児童女性課
	②創業、起業のための低利融資制度の創設	女性の創業、起業の金融面での支援策として創設する。	B	商工経済課
(4) 地域を拠点とする新しい仕事づくりの推進	①コミュニティ・ワーカー制度づくりの検討	生活の中で、企業ベースには乗りにくいが、必要とされる仕事の訓練を受けた市民が	C	市民社会活性化課 児童女性課

施策の方向	事業	事業の概要（現況）	実施区分	所管課
		ワーカーとして仕事を受けたり、相談にのるなどアイデアを提供するシステムづくりを検討する。		
	②コミュニティ・ソーシャルワーカー制度づくりの検討	生活者としての女性の経験や看護婦、保母、教職などの資格を活用しながら、指導、教育、訓練などによって専門的ワーカーとして地域福祉の担い手を育成する制度を検討する。	C	市民社会福祉部議会
(5) パートタイム等における労働条件の整備	①パートタイム関連法・制度の啓発・普及の推進	パートタイムで働く人の雇用条件と雇用管理の改善のため「パートタイム労働法」等の法律・制度を市民、事業主に周知する。	A	商工経済課
	②情報の収集と提供	労政事務所、ハローワーク等の情報を市民に提供する。	A	商工経済課

問 女性が働く場合、女性に対する差別はどんなものがあると思いますか。



武藏野市女性問題に関する意識調査1997年

課題3 家庭・地域社会への男女共同参加・参画の推進

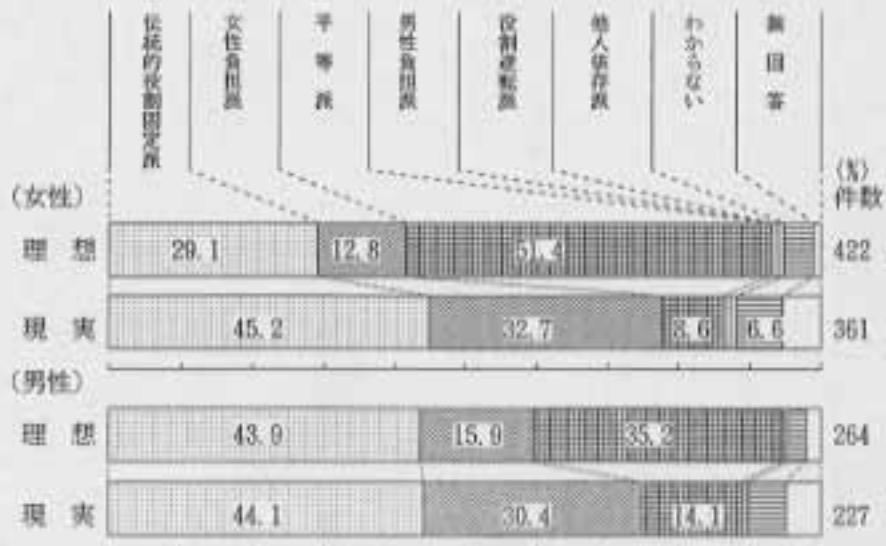
地域活動に関わる市民は圧倒的に女性が多く、逆に組織の代表者や役職には男性が多い現実があります。女性のリーダーシップを培うとともに、男性や仕事を持つ女性の参画促進を図る必要があります。そのために、活動時間や運営方法について改善するなどの条件整備に努めていきます。

また、女性の地域活動への参加と比較して男性の家庭への参加は進んでいない現状を改め、参加を促進するため、男性を対象とする育児・介護の学習機会の充実を図っていきます。

施策の方向	事業	事業の概要（現況）	実施区分	所管課
(1)家庭生活への男女共同参加・参画の推進	①ノーカラーデーの導入など、労働時間の短縮を企業へ働きかける	労働時間を短縮し、男性が家庭で過ごす時間を確保し、男性の家事・育児等への公平な分担を促す。	C	商工経済課
	②生活の自立をめざした講座の開設	家事、育児、介護等を男女がともに分担するために、男性を対象とした講座を開催する。	B	児童女性課 生涯学習課
(2)地域活動への男女共同参加・参画の推進	①男女共同参画講座の開催	男女の地域への参加・参画を促進するために「ボランティア講座」などを開設する。	A	生涯学習課 市民社会福祉振興課
	②地域活動への男女共同参加・参画の推進	男性や働く女性の参加・参画を促進し、男女平等観のもとで地域活動が行われるよう働きかける。	A	生活文化課
	③地域活動に関する広報の充実	地域活動の実態について、活動のプロセスも分かるよう情報公開のありかたを工夫し情報の収集と提供を行う。	A	生活文化課

施策の方向	事業	事業の概要（現況）	実施区分	所管課
	④地域ネットワークの推進	地域活動やボランティア活動を行っている団体・グループ間の交流機会を提供し、ネットワーク化と連携を図る。	A	生活文化課 市民社会福祉部議会
(3) 女性グループへの支援のための行政メニュー開発	①女性ネットワークセンター（仮称）の設置・運営	女性問題を学習する市民に活動・交流の場を提供し、ネットワーク化を図り、活動を支援する。また、女性問題に関する情報資料を公開する。	A	児童女性課
	②女性団体名簿の作成と活用	市民活動への参加を促進するため女性団体名簿を作成する。	A	児童女性課
	③女性団体交流会の実施	団体間の情報交換を行うなど、団体のネットワーク化を図る。	A	児童女性課
	④女性団体活動補助金の交付	女性団体登録要綱に基づき登録された団体の研究、学習会など、男女共同参画社会づくりをめざす諸活動を支援するため、補助金を交付する。	A	児童女性課

問 あなたのご家庭では現在、仕事と家事・育児の役割分担はどのようにしていますか。



課題4 国際社会への男女共同参画と国際協力の推進

国際社会の中で、市民一人ひとりが国際的な理解を深め、さまざまな国際交流を進めていくことがますます必要となっています。

特に、女性問題は世界共通の課題であるという視点から、その解決へ向け世界の人々と協力していかなければなりません。そのため、連携、交流の促進と情報の提供を図っていきます。また、就労や留学などのため増加の傾向にある市内在住の外国人が地域にとけ込み、ともに生きていくための支援を充実していきます。

施策の方向	事業	事業の概要（現況）	実施区分	所管課
(1) 国際交流の促進と学習機会拡充	①学習講座の開催と交流の場の確保	国際感覚の向上や相互理解の推進のため、各國の文化、伝統、諸問題についての講座・交流会を開催し、学習機会の拡大と交流の促進を図る。	A	交流事業課
	②情報の収集と提供	諸外国の女性問題あるいは社会的、文化的活動についての情報を収集し提供する。	A	児童女性課
	③市民女性の諸外国への派遣	女性問題を国際的視野でとらえ、諸外国女性との交流と友好を図るため、市民女性を世界会議やNGOフォーラムに派遣する。	B	児童女性課
	④市民、NGO（非政府組織）との連携	女性問題を国際的視野でとらえ活動している市民、団体に対して支援を行う。	A	児童女性課
(2) 市内在住外国人への支援	①情報の提供	日常生活を円滑に行うため外国語の生活便利帳、広報紙などを発行、配布する。 また、市内公共施設の外国語表示をするなど利便を図る。	A	交流事業課

施策の方向	事業	事業の概要（現況）	実施区分	所管課
	②相談窓口の充実	気軽に相談できる窓口対応と相談機能を充実する。	A	交流事業課
	③外国人市民会議の設置	市内在住外国人の住みやすいまちづくりのため、意見、要望、提案を市政に反映させる場として設置し、委員に外国人女性を登用する。	B	交流事業課

問 あなたは、市民の国際理解・協力を深めるため、今後武藏野市では特にどのようにことに力をいれていくべきだと思いますか。

- | | |
|-----------------------------|-------|
| 1 学校教育で国際協力の重要性を教える | 38.8% |
| 2 学校教育で外国語の授業を充実させる | 35.9% |
| 3 国や国際機関レベルの協力活動について市民に知らせる | 22.7% |
| 4 被災国への物資援助などを市民に呼びかける | 23.2% |
| 5 N G O (民間援助団体) の活動を支援する | 21.8% |
| 6 外国人と市民との気軽な交流機会を増やす | 40.4% |
| 7 外国人職員や外国人英語指導助手の採用を促進する | 16.7% |
| 8 外国語や外国文化の講座を充実する | 21.3% |
| 9 その他(具体的に) | 1.0% |
| 10 特にない | 11.5% |

国際交流の協力についての意識調査1997年

国籍、男女別外国人数（武藏野2・7年）(各年10月1日現在)

年	男女別	総数	韓 國 朝 鮮	中 國	ア メ リ カ	東 南 ア ジ ア	その他の国
平成2年	総 数	1,421	352	471	256	103	239
	男	752	185	230	148	58	131
	女	669	167	241	108	45	108
平成7年	総 数	1,704	371	603	261	157	312
	男	876	184	296	150	69	177
	女	828	187	307	111	88	135

※国籍別の総数には不詳を含む

総務省「平成7年国勢調査報告」

III 男女共同参画を支援する社会的環境整備

高齢化、核家族化が進む中で、家族の形態も高齢者のみの家庭、ひとり親家庭、障害者のいる家庭、共働きの家庭など多様化しています。

このような状況の中でいずれの家庭も、介護、育児などさまざまな問題をその家庭の中で解決することは困難となっています。これまでは、特に女性にそれらの負担が重くのしかかっていたのが現実です。今後は社会的に支えあっていくことが必要です。

さまざまな家庭で一人ひとりが自立し、互いにその生き方を尊重し、いきいきと安心して暮らしていくために、福祉や保健などの分野において、地域が一体となって支え合う社会的仕組みと援助の充実が必要です。

課題1 多様な生き方・家庭形態に対応した育児・保育環境の整備

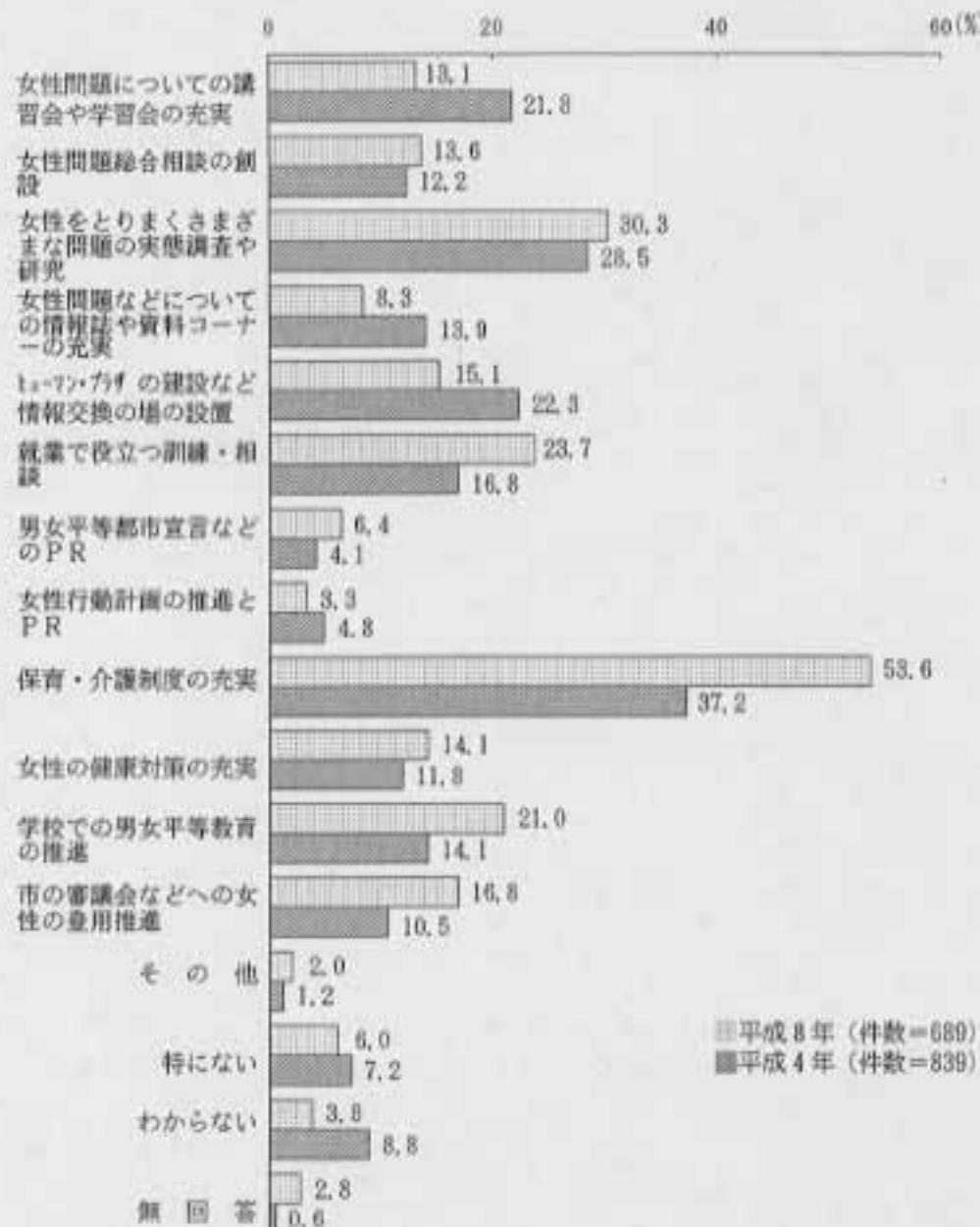
出生率の低下の著しい現在、子どもを育てることは、社会的にも重要です。子育ては母親の役割という伝統的、固定的な考えにとらわれることなく、子どもの人権を最大限に尊重して、父親も母親もそして社会全体が子育てにかかわるべきです。

核家族化の進む中では、子育て中の親のネットワークづくりを促進し、地域で子育て支援を行うことが必要です。そして、保育内容や相談機能を充実し、次代を担う子どもが育つ環境整備が求められます。

施策の方向	事業	事業の概要（現況）	実施区分	所管課
(1)保育施策の充実	①保育内容の充実	多様化する保育ニーズに対応するため、保育時間の延長、低年齢児保育の定員拡大、緊急時保育、定曜日保育、一時保育などを行う。	A	保育課
	②保育・児童施設と機能の充実	保育園、児童館、学童保育などで子どもがのびのびと安全に過ごせる環境、施設づくりを行うとともに、地域での子育て支援の機能を果たすため、地域交流、子育て相談を実施する。	A	保育課 児童課
(2)子育て支援の充実	①子育て支援施設の充実	地域での子育てを支援する「0123吉祥寺」の充実と増設を行うとともに、子ども関連施設のネットワーク化を図り、子育て中の親の情報交換や活動の場を提供する。	A	児童女性課
	②ファミリー・サポートセンター事業への支援	既存の保育施設では対処困難な保育ニーズに対応するため、地域における子育て支援事業の育成を図る。	B	保育課

施策の方向	事 業	事業の概要（現況）	実施区分	所 責 課
	③乳幼児医療費制度の充実	子育て支援の一環として充実を図る。	A	児童課
	④子育て相談事業の充実	各種相談機関と連携し、多様で専門的な相談体制づくりを進める。	A	関係各課

問 あなたは、女性問題解決のための市の施策として、どのようなことを望みますか。



武藏野市女性問題に関する意識調査1997年

課題2 高齢社会に対応した介護・看護施策の充実

高齢社会を迎える多くの人が自分の老後に不安を持ち、介護・看護施策の充実を望んでいます。家庭での介護・看護については、高齢者人口の増加、核家族化の進行、働く女性の増加という状況の中では、これまでのように女性のみに負担を負わせることはできません。男性はもちろん社会全体で支援していくことが必要です。そのためには、在宅サービス等の福祉の充実が求められます。

施策の方向	事業	事業の概要（現況）	実施区分	所管課
(1) 在宅介護の充実	①在宅介護支援センターの充実	職員が24時間体制で対応するセンターを設置し、地域で保健、医療、福祉の連携のとれたサービスを提供する	A	高齢者福祉課
	②ホームヘルプサービスの充実	日常生活に支障がある高齢者をかかえる家庭にホームヘルパーを派遣し、24時間対応を含めサービスを充実する。	A	高齢者福祉課 福祉公社
	③デイサービスの充実	介護が必要な高齢者に各種サービスを提供し、心身機能の維持向上と、家族の負担軽減を図る。	A	高齢者福祉課
	④ショートステイの充実	ねたきりの高齢者を家族に代わって一時的に介護するための専門施設の充実を図る。	A	高齢者福祉課
	⑤食事サービスなどの在宅サービスの充実	介護が必要な高齢者に在宅での食事、入浴などのサービスを充実する。	A	高齢者福祉課
(2) ホームヘルパー等の人材の養成・確保	①ホームヘルパーの養成・確保	多様化し増大する介護ニーズに対応するために、ホームヘルパーを養成し、人材を確保する。	A	高齢者福祉課 福祉公社

施策の方向	事業	事業の概要(現況)	実施区分	所管課
	②地域福祉ボランティアの養成	福祉を地域で支える重要な役割を果たすボランティアを養成するため、養成講座を実施し、人材を確保する。	A	市民社会福祉協議会
(3)介護者への支援の充実	①介護技術の習得 講座の実施	在宅介護を支援するため、介護の知識や技術の習得のための講座を実施する。	A	高齢者福祉課 福祉公社
	②相談体制の充実	介護に対する適切な指導、助言が受けられるよう相談体制を充実する。	A	高齢者福祉課
	③地域コーディネーターの育成	地域に密着したカウンセリング能力と福祉知識を持ったコーディネーターを育成し、高齢者、介護者に相談、情報提供等を行い、地域福祉の活性化を図る。	C	高齢者福祉課
(4)施設の整備・充実	①特別養護老人ホームの整備	高齢者の増加による、施設への入所希望の増加に対応するため、整備・充実を図る。	A	高齢者福祉課

問 現在、高齢者の介護は、主として女性（嫁・妻・娘）が担っていますが、あなたは介護のあり方にについてどう思いますか。



武藏野市女性問題に関する意識調査1997年

課題3 高齢者の自立と生活安定のための条件整備

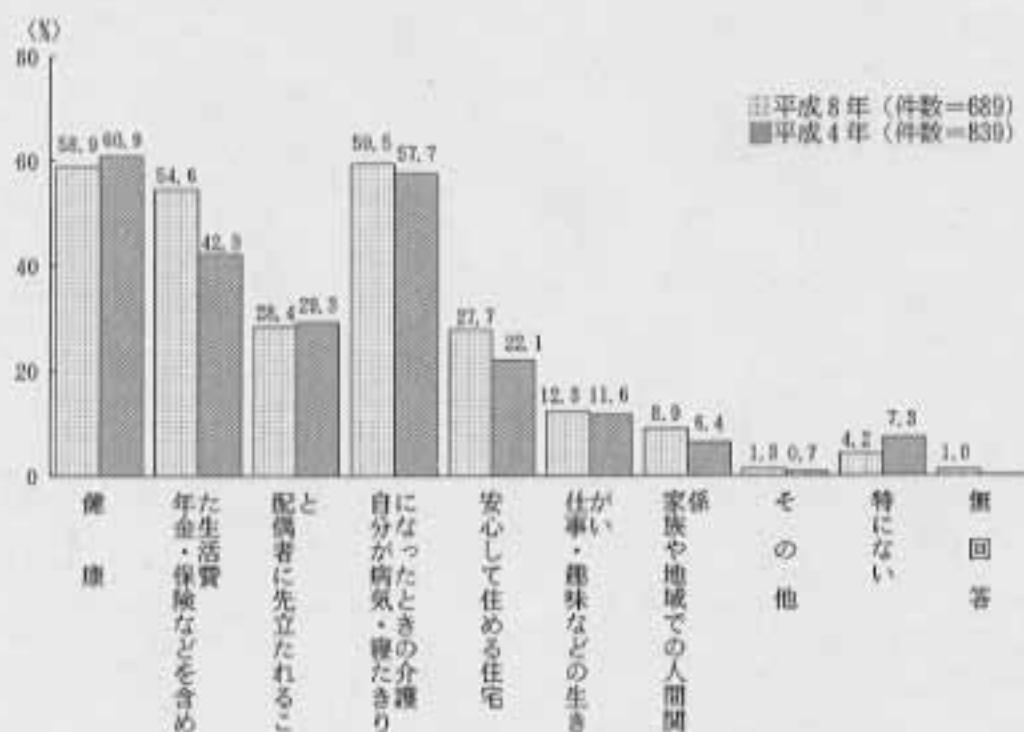
高齢者人口に占める女性の割合が多いこと、高齢者の介護を担うのは圧倒的に女性であること、また、年金など経済的基盤の弱い高齢女性が多いことなどにより、高齢者問題は女性問題であるといわれています。

高齢者が生きがいを持ち、自立して社会へ参加・参画するためには、就労機会の確保や学習・趣味活動、ボランティア活動などへの参加の意欲の高まりに対応した施策の充実を図り、高齢者の自立と生活安定のための条件整備を進める必要があります。

施策の方向	事業	事業の概要（現況）	実施区分	所管課
(1) 生活安定の支援	①高齢者住宅の整備への支援	高齢者向け住宅のための改造費用等を助成する。	A	高齢者福祉課
	②福祉型民間アパート借上	民間アパートを借上げ、住宅に困窮する高齢者に提供し地域の中で安心して住み続けられるよう援助する。	A	住宅対策室
	③就労機会の拡大	高齢者の就労機会の拡大を図るため、関係機関との連携協力のもとに就労相談を行うとともに、シルバー人材センターの充実を図る。	A	高齢者福祉課
	④年金制度の充実	安定した老後が送れるよう年金制度の充実を関係機間に要請する。	D	保険年金課
(2) 社会参加・参画の推進	①老杜大学などの充実	高齢者の学習意欲の高まりに応じるため、老杜大学などを充実するとともに、市内大学と連携し聴講生制度を継続する。	A	生涯学習課
	②地域ボランティア活動への参加・参画	高齢者の豊かな経験を地域に生かすため、ボンテイ活動への参加・参画を推進する。	A	市民社会福祉協議会

施策の方向	事業	事業の概要（現況）	実施区分	所管課
(3) 福祉情報と相談の充実	③老人クラブ等の高齢者ネットワークへの支援	高齢者の生きがいづくりの場への支援を充実する。	A	市民社会福祉振興会
	①福祉施策のしおりの発行	福祉施策を市民が十分利用できるよう情報提供を行う。	A	高齢者福祉課
	②高齢者相談の充実	高齢者の悩みに気軽に適切な相談が行われるよう各種相談との連携を密にし相談機能の充実を図る。	A	高齢者福祉課

問 あなたご自身の老後について、特に不安に思うものがありますか。



武藏野市女性問題に関する意識調査1997年

課題4 社会的困難にある女性の生活安定と自立への支援

健康で文化的な生活を営むことは、憲法で保障された権利であり、だれもが等しく望んでいます。特に、社会的配慮の必要なひとり親家庭や障害を持つ人々が、それぞれの個性を尊重され、地域の中で自立した生き方を十分保障されるよう施策の充実が求められます。

施策の方向	事業	事業の概要（現況）	実施区分	所管課
(1) ひとり親家庭の生活の安定と自立への支援	①生活資金貸付け	ひとり親家庭の経済的自立のため、母子福祉資金等の貸付け事業を行う。	A	生活福祉課
	②児童育成手当への充実	ひとり親家庭の児童の福祉手当を充実する。	A	児童課
	③住環境整備への支援	民間住宅に居住するひとり親家庭に家賃の一部助成を行い住環境の整備を図る。	A	生活福祉課
	④ホームヘルプサービスの充実	ひとり親家庭が日常生活に支障をきたした場合、一定期間ホームヘルパーを派遣し、生活安定を支援する。	A	生活福祉課
	⑤医療費助成	ひとり親家庭などに医療費の一部を助成し、保健の向上と福祉の増進を図る。	A	生活福祉課
	⑥相談事業の充実	母子相談員、家庭児童相談員を中心に、ひとり親家庭が抱える問題、悩みを解決するために相談事業を充実させる。	A	生活福祉課
(2) 障害者の生活の安定と自立への支援	①在宅サービスの充実	障害者が日常生活をより快適に過ごし、介護にあたる家族の負担も軽減し、安定した生活をするため各種サービスを充実する。	A	障害者福祉課

施策の方向	事業	事業の概要（現況）	実施区分	所管課
	②ホームヘルパーの派遣	日常生活に支障がある障害者のいる家庭にホームヘルパーを派遣し、利用者が地域の中で安心して自立した生活を営むことができるよう支援する。	A	障害者福祉課
	③福祉作業所の整備・充実	障害者の自立につながる作業所の整備・充実を図る。	A	障害者福祉課
	④就労機会の拡大	障害者の就労機会を拡大するため、事業所に障害者の雇用を働きかける。	C	障害者福祉課
	⑤障害者年金・手当の充実	年金・手当の充実を図りたいとともに、制度や給付内容について周知する。	D	保険年金課
	⑥住環境整備への支援	障害者が自立して生活できるような設備を備えた住宅を整備するとともに、住宅改造のための費用の一部を助成する。	A	障害者福祉課
	⑦福祉型民間アパート借上	民間アパートを借り上げ、住宅に困窮する障害者に提供し、障害者が地域の中で安心して住み続けられるよう援助する。	A	住宅対策室
	⑧相談事業の充実	障害者の悩みに気軽に適切な相談が行われるよう各種相談との連携を密にし、相談機能の充実を図る。	A	障害者福祉課

課題5 母性保護と女性の健康増進

男女がそれぞれの健康を守り、相互に理解し合い良好なパートナーシップを築いていくためには、ライフサイクルに応じた健康や性に関する情報の提供、学習機会の充実、健康診査の充実を図る必要があります。特に、妊娠、出産、哺乳などの「母性」は社会的に機能・役割が認識され保護されなくてはなりません。母性を女性差別の理由としてならないこと、妊娠や出産について女性の自己決定権（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）などの「性の尊重」についての情報を提供し意識啓発を図ります。

施策の方向	事業	事業の概要（現況）	実施区分	所管課
(1) 母性保護の推進	①母性保護についての啓発活動の充実	妊娠、出産、育児などの母性は、社会的に保障されなければならない。母性保護の重要性について、市報、「まなこ」、「健康だより」などを通じて啓発を行う。	A	健康課 児童女性課
	②性の尊重についての啓発活動の充実	第4回世界女性会議で女性の人権問題として主要な課題となったりプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の概念について普及・啓発を行う。	B	児童女性課
(2) 母子保健の充実	①妊娠、出産に関する健康教育・診査の充実	妊娠中や周産期に起因する母子の健康障害を予防するために健康教育、診査の充実を図る。	A	健康課
	②乳幼児健康診査の充実	乳幼児に対し総合的な健康診査を行う。	A	健康課
	③母子健康相談・指導の充実	母子の健康管理のため、継続的な健康相談・訪問指導を行う。	A	健康課

施策の方向	事業	事業の概要（現況）	実施区分	所管課
(3)健康づくりの推進	④子育て支援の充実	子育ての不安を解消し、乳幼児の健全育成を図るため、育児講座、子育て相談などの充実を図る。	A	健康課
	①健康診査の充実	女性のライフサイクルに合った健康診査を実施し、受診機会、診査項目の充実と、受診後のフォローアップ事業の充実を図る。	A	健康課
	②健康教育の充実	女性のライフサイクルに合った健康教育を充実し、健康維持増進への関心を高めていく。	A	健康課
	③疾病の予防	各種がんや骨粗しょう症などの早期発見、早期治療のための健康診査など、予防を重点においた健康教育・相談の充実を図る。	A	健康課
	④健康相談の充実	心身の健康維持のため医師会、保健所など関係機関と連携し充実を図る。	A	健康課
	⑤スポーツ・レクリエーション活動の推進	健康保持・増進と社会参加を促進するため、各種スポーツ教室・大会を行い健康増進事業の充実を図る。実施にあたっては保育付きを配慮する。	A	スポーツ課 保健課
	⑥スポーツ施設の整備	健康保持・増進のためのプログラムをもつ総合体育館の機能を充実するとともに、身	A	スポーツ課 体育課 生涯学習課

施策の方向	事業	事業の概要（現況）	実施区分	所管課
	⑦指導者の育成	近な地域でのスポーツの場として学校体育施設の開放を行う。 市民の年齢、運動能力に応じ適切な指導を行う指導員の養成を図る。	A	体育課

課題 6 女性相談事業の充実

生き方や人間関係など女性のかかえるさまざまな問題を解決するため、既存の各種相談事業と連携をとり、カウンセリングを中心とした女性総合相談室の設置を検討しています。

施策の方向	事業	事業の概要（現況）	実施区分	所管課
(1)女性総合相談の実施	①女性総合相談室の設置	カウンセリングを中心としたきめ細かな相談を実施するため、総合相談室の設置を検討する。	C	児童女性課
	②各種相談の充実と連携	法律相談、健康相談、福祉相談など各種相談と連携を密にし、女性のための相談機能の充実を図る。	A	関係各課

IV 計画を推進するための体制づくり

男女共同参画社会をめざしていくためには、「武藏野市女性行動計画」に基づき女性施策を総合的、体系的に推進することが重要です。

そのため、庁内組織である女性関係行政推進会議の機能を強化し、関係部課の連携や調整を図るとともに、施策を推進する職員自らが女性問題に関する認識を深め、全庁的な取り組みをする必要があります。

また、市民の意見が施策に反映されるよう女性行動計画推進市民会議の常時設置はもとより、市民会議の機能強化ならびに行政推進会議との連携を密にする必要があります。

さらに法律・制度の改正を必要とする課題や権限が国・都に属する課題については、国・都に法的整備や施策の充実を働きかけていくとともに、国・都・市区町村関係機関との連携を図っていくことが必要です。

そして、男女共同参画社会を実現するためのさまざまな施策を、市民の参画・参加により体系的に進めるための施設として、「むさしのヒューマン・プラザ」（仮称）の建設を検討していきます。

課題1 計画推進体制の整備と強化

男女共同参画社会実現に向けて、行動計画の各課題ごとの施策を総合的、計画的に推進するため、女性関係行政推進会議の機能を強化する必要があります。また、市民の意見が十分反映されるよう女性行動計画推進市民会議を常設し、施策の進捗状況の把握を行いながら、市民と市が一体となって計画の効果的推進に取り組む必要があります。

施策の方向	事業	事業の概要（現況）	実施区分	所管課
(1) 庁内推進体制の強化	①女性関係行政推進会議の組織と機能の強化	計画を効果的に推進するため女性関連施策関係部課の連絡を密にし、施策推進の調整機能を持つよう、組織の強化とともに、女性行動計画推進市民会議との連携を図る。	A	児童女性課
	②担当部局組織の見直し	女性関係施策を効果的に推進するために、組織を再検討する。	C	企画課
	③男女平等を基礎とした職員体制づくり	市政を推進する職員一人ひとりの男女平等についての意識と関心を高め、男女平等の視点で業務が行えるよう研修を充実させる。	A	研修担当
	④いきいき職場づくりプロジェクトチームの設置	市役所が、男女がともに個性と能力を発揮し、いきいきと働く男女平等の職場づくりの方策を検討するため常設する。	B	児童女性課
	⑤女性職員が「市長と語る会」の設置	女性職員の意見が職場づくりに反映されるよう、「市長と語る会」を設置する。	B	職員課

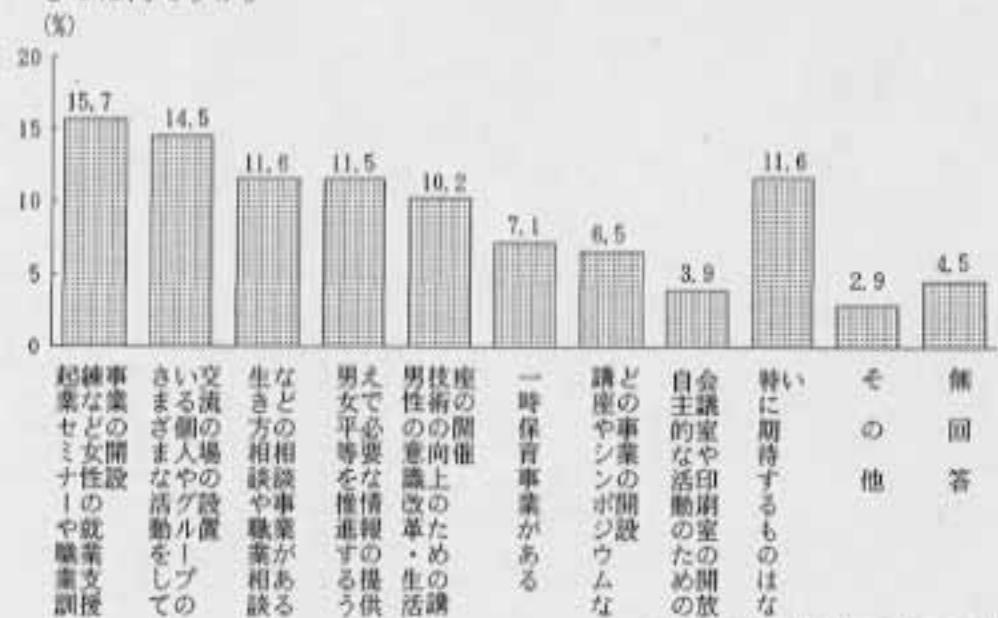
施策の方向	事業	事業の概要（現況）	実施区分	所管課
(2) 市民参画による推進体制の強化	①女性行動計画推進市民会議の組織と機能の強化	計画の推進と女性施策のありかたについて、市民の意見が十分反映されるよう市民会議を常設し、女性施策の進捗についてチェック機能を充実させる。	A	児童女性課
(3) 男女共同参画推進条例の制定と男女共同参画都市宣言	①男女共同参画推進条例の制定	男女共同参画の理念を、市政と市民活動に盛り込んだ市民条例を制定し、効率的な施策推進を図る。	B	児童女性課
	②男女共同参画都市宣言	男女共同参画の理念を、市政と市民に浸透させるため、宣言文としてまとめ、効率的な施策推進を図る。	B	児童女性課
(4) 国・都・市・区・町・村との連携強化	①連携を強化するための各種会議等への出席	女性問題担当者会議等において、関係機関との連携を深め、効果的な施策推進を図る。	A	児童女性課
	②国・都等への働きかけ	男女共同参画社会実現のための、法・制度の一層の充実を国・都等に要望する。	D	関係各課

課題2 男女共同参画社会を形成するための総合的組織の整備と施設の建設

すべての市民が平等に、それぞれの個性と能力を十分に發揮して生きられる「男女共同参画社会」をめざす拠点として、「むさしのヒューマン・プラザ」（仮称）の建設を検討していきます。検討にあたっては、「むさしのヒューマン・プラザ」（仮称）の基本構想検討委員会の提言（96年3月）を尊重するとともに、第三期長期計画第一次調整計画で示された、「既存の組織との調整を図り、市民活動を支援する体制整備と多様な活動に開かれた組織づくりを促す施設」を視野にいれ検討していきます。

施策の方向	事業	事業の概要（現況）	実施区分	所管課
(1) むさしのヒューマン・プラザ（仮称）の建設	①「むさしのヒューマン・プラザ」（仮称）建設基本構想検討委員会の設置	男女共同参画社会の実現と女性の自立支援をめざした拠点施設として検討する。	B	児童女性課
	②「むさしのヒューマン・プラザ」（仮称）を結節点とした市民活動支援方策の検討	「市民活動促進法（NPO法）」の趣旨に沿うような市民活動を支援する体制整備と多様な活動に開かれた組織としての「むさしのヒューマン・プラザ」（仮称）を検討する。	B	児童女性課

問 市の女性行動計画では、将来構想として、女性問題解決の拠点として、「むさしのヒューマン・プラザ」の建設をあげていますが、あなたがこのような施設に期待するものは何ですか。



武藏野市女性問題に関する意識調査1997年